

平成 28 年 1 月 14 日

長野県知事

阿 部 守 一 様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長 松岡 保正



平成 27 年度長野県公共事業評価について

平成 27 年 8 月 26 日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見については、別紙のとおりです。

総 論

公共事業の評価は、新規評価、再評価、事後評価の各段階において、必要性、緊急性などの視点から行われており、本年度の審議案件についてもこれらの視点に照らし、いずれも妥当であるものと判断したところである。

今日、社会資本整備を巡っては、ストック効果を重視した施設整備や、老朽化対策などの維持管理とともに、既存の施設を有効に活用する視点が求められている。

そのためには、県や市町村など行政に任せきりにするのではなく、地域住民と行政との協働が不可欠である。

その一方で、これらの活動を支える地域の担い手は、少子高齢化の進展により確保することが厳しい状況となっており、施設を守り育てる「ひとづくり」について、地域とともに考え、議論し実践することが必要であると考えます。

県においては、今後、こうした議論の場を設け、幅広い世代や分野からの参画を促すことにより議論が深まり、整備された施設の機能維持につながることを望むものである。さらに、これら施設が地域の交流の場や観光資源としても一層活用されるよう県が支援を行うことで、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」にも掲げる地域社会の維持・活性化に寄与することを期待するものである。

最後に、県が行う公共事業の評価については、昨年度、本委員会の審議対象に事後評価が追加され、公共事業のPDCAサイクル全体に対する第三者による評価制度が確立したところである。

また本年度は、様式等の見直しがなされ、事業概要等をより理解しやすくするための改善が図られたところであり、引き続き、不断の見直し等により、本制度がさらに充実されることを望むものである。